

○京都市老人医療費支給条例

昭和46年12月23日

条例第34号(制定)

昭和47年12月28日条例第36号

改正 昭和48年12月11日条例第35号

昭和57年12月9日条例第24号

昭和60年1月10日条例第30号

昭和62年6月11日条例第6号

平成6年9月22日条例第17号

平成12年12月7日条例第38号

平成14年9月24日条例第11号

平成15年10月20日条例第27号

平成17年3月25日条例第32号

平成18年9月28日条例第13号

平成20年3月28日条例第52号

平成24年3月30日条例第54号

平成24年6月7日条例第6号

平成26年3月25日条例第142号

平成27年3月26日条例第48号

京都市老人医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の保健の向上を図り、もって老人の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者
- (2) 別に定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者
- (3) その者、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下同じ。)及び主としてその者の生計を維持するものに対して、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるとした場合において、前年(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下同じ。)の所得税が課されないこととなる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けることができる者

(3) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができる者

(受給者証)

第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 受給者について国民健康保険法第42条第1項第4号の規定の適用があるとした場合における同号に該当する者が、保険医療機関等から医療(国民健康保険法施行令第29条の4第3項及び第4項に掲げる療養を除く。)を受けるとき。

(2) 京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。

(3) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

(支給の方法及び範囲)

第4条 医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないとき、その者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

- (1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）
- (2) 医療に要する費用の額から別に定める額を控除した額

2 前項第2号に規定する医療に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

- (1) 療養の給付又は療養費若しくは特別療養費の支給が行われた場合 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額
- (2) 保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号に規定する算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）
 - ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額
 - イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額
- (3) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額
- (4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）
 - ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる

場合 健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額

イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる

場合 健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額

(5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

第5条 市長は、保険医療機関等から医療を受けた受給者に対し、医療費として支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

(支給の期間)

第6条 医療費の支給は、対象者が第3条第1項の規定により申請した日の属する月の初日からその者が対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る医療費について行う。ただし、対象者が、月の中途において、本市の区域内に住所を有することとなつた者であるときは、当該住所を有することとなつた日から行う。

(届出)

第7条 受給者は、氏名または住所の変更その他別に定める事項を別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給者の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第4条の規定により支給すべき医療費の全部もしくは一部を支給せず、またはすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によって、または対象者でなくなった後にこの条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(譲渡または担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供して

はならない。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

改正 平成17年3月25日条例第32号

平成26年3月25日条例第142号

平成27年3月26日条例第48号

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 旧京北町老人医療費の支給に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第5条第1項の規定による手続を行っていないものは、編入日以後に第3条第1項の規定による申請を行うことができる。

附 則（昭和48年12月11日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年2月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年2月1日において、この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、同日前においても、改正後の条例第3条第1項の規定による申請を行なうことができる。

3 市長は、前項の規定により申請を行なった者で、昭和49年2月1日において対象者となると認定したものについては、同日前においても、改正後の条例第3条第2項の規定により、受給者証を交付することができる。

附 則（昭和57年12月9日条例第24号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例及び京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年1月10日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例及び京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、昭和59年10月1日(以下「適用日」という。)以後に受けた医療に係る医療費について適用し、適用日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の京都市老人医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定により支給された医療費は、それぞれこの条例による改正後の京都市老人医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和62年6月11日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年8月1日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年9月22日条例第17号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月24日条例第11号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月20日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第52号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月7日条例第6号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第142号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 昭和25年8月1日以前に生まれた者に関するこの条例による改正前の京都市老人医療費支給条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定の適用については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する者で、受給者証の交付を受けているものがこの条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の支給については、改正前の条例第2条及び附則第4項の規定は、なおその効力を有する。